

6. 役員選考規程

2019年2月23日
規 第 6 号

(目的)

第1条 一般社団法人日本バトン協会(以下、「協会」という)の役員選考に関する事項について、この規程の定めるところによる。

(役員の設置)

第2条 役員の定数は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 理事は、定款に基づき3名以上15名以内(但し、理事長、副理事長を含む)とし、監事は、3名以内とする。
- (2) 理事長1名、副理事長3名以内は、理事会に於いて選定する。
- (3) 前各号の規程に関わらず、学識経験者の数は、理事総数の2分の1を超えてはならない。

(役員の原案作成)

第3条 次期理事及び監事候補者(以下、「候補者」という)の役員候補者案について次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 理事会において、役員選考委員を選任する。役員選考委員会が役員候補者案を作成し、総会に提案する。役員選考委員は理事と理事以外の有識者数名で構成し、役員候補者案は役員選考委員全員の合意のもと提案する。
- (2) 支部及び都道府県からの候補者の提案があった場合は、役員候補者案に含め総会に提案する。提出方法は支部及び都道府県組織規程に基づき、総会の報告として、協会の総会の開催の2週間前までに提出する。
- (3) 候補者の選考基準として以下の定めとする。

定款第4条に基づく目的を理解し、この協会の為に貢献し、以下の内容に該当する者を役員候補者として提案する。

専門知識・経験と戦略的思考 : 該当分野に関する豊富な知識と経験を持ち、長期的な視点で戦略を立案できる者。

リーダーシップと倫理観 : 団体を導くためのリーダーシップ能力と高い倫理観を持ち、法令遵守の姿勢を持つ者。

コミュニケーションと協調性 : 効果的なコミュニケーションを取り、他の役員や社員と協力してチームワークを重視する者。

財務管理と問題解決能力 : 予算管理や財務諸表の理解を持ち、複雑な問題に対処し解決策を見出す者。

構成における多様性の確保 : 役員のうち、40%以上を女性理事、25%以上を外部理事とするよう努めるものとする。

(定時総会への提案)

第3条 役員の候補者は、任期の満了する年度の定時総会において提案する。

(役員候補者の資格)

第4条 役員の候補者は、その年度の4月1日現在、この協会の正会員でなければならぬ。但し、学識経験者たる候補者は、この限りではない。

(役員の補充)

第5条 役員の補充については以下のとおりとする。

- (1) 理事が3名未満になった場合は、翌年の定時総会で選任する。
- (2) 理事が15名未満の場合は、必要に応じて翌年の定時総会で選任することができる。

(規程の変更)

第6条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

(附 則)

この規程は、2013年 4月 1日より施行する。

この規程は、2016年12月12日から変更し、同日より施行する。

この規程は、2018年 6月 3日から変更し、同日より施行する。

この規程は、2019年 2月 23日から変更し、同日より施行する。

この規程は、2024年 12月 25日から変更し、同日より施行する。